

# 2016年 村尾事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会  
 特定行政書士・特定社会保険労務士・労務調査士®  
 高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496  
<http://muraio-company.sakura.ne.jp/>



官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～

- 社保・労保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査  
各種助成金申請など官庁申請手続
- 就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算
- 労働紛争解決手続代理 ■ 行政不服申立、告訴、告発
- 労務トラブル未然防止点検 ■ 監督署是正勧告対応

平成28年4月1日号

## 中小企業庁 小規模企業支援

**平**成27年度補正予算小規模事業者支援パッケージ事業小規模事業者持続化補助金の公募を開始します。

### 公募期間

平成28年2月26日～平成28年5月13日  
 小規模事業者が、販路開拓に取り組む費用（チラシ作成費用や商談会参加のための運賃など）を支援します。

複数の事業者が連携した共同事業、海外展開や雇用対策に取り組む事業、移動販売などによる買い物弱者対策に取り組む事業については、補助上限額を引き上げ、より重点的に支援します。また、業務効率化・生産性向上に向けた取り組みについても支援の対象とします。

補助率； 補助対象経費の3分の2以内

補助上限額； 50万円

100万円（雇用増加、海外展開、買い物弱者対策）500万円（連携する小規模事業者数による）

補助対象者 製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む会社及び個人事業主であり、

常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者。詳しくは、公募要領をご覧ください。

### お問い合わせ先・公募要領等

全国商工会連合会  
 電話でのお問い合わせは、申請予定の商工会が所在する地域の都道府県商工会連合会  
[http://www.shokokai.or.jp/?post\\_type=annais&p=3224](http://www.shokokai.or.jp/?post_type=annais&p=3224)

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金  
 お問い合わせ；03-6459-2004

### 労働保険概算・確定計算申告

**4**月から労働保険概算・確定計算が始まります。前年度（4月～3月）の報告をいただいた給与・賞与で労災、雇用保険料を確定清算し、新年度の概算申告を行うものです。建設業の場合は、元請工事を報告していただき確定清算、概算申告をします。あわせて、労災特別加入のご確認（人数、給付基礎日額）をお願いいたします。

また、4月1日に64歳以上になる方は雇用保険料は、免除になりますのでご注意ください。

## 平成28年4月からの保険料

※健保・介護・年金は、3月分（4月支払い）からの控除（当事務所よりご案内済みです。）

※雇用保険料は、4月分から控除

保険料の種類	内容	全体	本人負担分	事業主負担分
健康保険	私傷病	101.5/1000	50.75/1000	50.75/1000
介護保険	40歳以上65歳未満	15.8/1000	7.90/1000	7.90/1000
厚生年金		178.28/1000	89.14/1000	89.14/1000
雇用保険	失業給付他	一般 11/1000	4/1000	7/1000
		建設 14/1000	5/1000	9/1000
		農水 13/1000	5/1000	8/1000
労災保険	業務・通勤災害	3～79/1000	0	3～79/1000
一般拠出金	石綿被害者救済	0.02/1000	0	0.02/1000
子ども子育て拠出金		1.5/1000	0	1.5/1000